

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.yamanashi.jp/shigaku-kkg/dokujiriyou.html

執行機関名 山梨県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校であって私立のもの専攻科及び中等教育学校であって私立のもの後期課程の専攻科における奨学のための給付金の支給に関する事務のうち規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山梨県個人番号の利用等に関する条例 別表第一 第10の項 高等学校であって私立のもの専攻科及び中等教育学校であって私立のもの後期課程の専攻科における奨学のための給付金の支給に関する事務のうち規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	山梨県私立高等学校等奨学給付金支給要領第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)、高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)の取扱いについて(令和2年6月5日2文科初第393号)及び高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)の取扱いについて(令和2年6月5日2文科初第393号)に基づき、高等学校等に在学する生徒の奨学に要する経費(授業料以外の教育に必要な経費)に対し、予算の範囲内において私立高等学校等奨学給付金(以下「給付金」という。)を支給することについて、必要な事項を定める。